

仕 様 書

1 業 務 名 堺市人材派遣（新型コロナ受診相談センター）業務

2 目 的

本市が設置する新型コロナ受診相談センターにて行う相談業務に、専門的な知識を有する看護師または保健師の派遣労働者を活用し、新型コロナウイルス感染症の症状や療養に関する相談や医療を要する方への対応を適切に行うことを目的とする。

3 業 務 内 容

(1) 新型コロナ受診相談センター電話対応業務

- ①症状、行動歴、接触状況等の聞き取り
- ②療養に関する相談

(2) 保健所への相談内容等情報の引継ぎ業務

- ①堺市新型コロナ受診相談センター相談票の記入
- ②相談内容等情報の引継ぎ（例：帰国者・接触者外来への受診調整を要する案件など）
- ③受付相談件数の集計
- ④マニュアルの改訂補助

4 就 業 場 所 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所本館

5 派 遣 期 間 令和2年9月1日から令和3年3月31日まで

※ただし、契約締結日以降から令和2年9月1日の間において、事前の研修(OJTを含む)を実施する予定であるため、当該研修へ人材派遣(本市が不要と認めるものを除く)を参加させること。

6 派 遣 就 業 日 及 び 就 業 時 間

- ①月曜日から土曜日まで 午前9時00分から午後5時30分まで
- ②月曜日から金曜日まで 午後5時30分から午後8時00分まで
- ③日曜日及び祝日 午前9時00分から午後5時30分まで

7 休 憩 時 間

就業時間中 1日1時間

8 派 遣 人 員

(令和2年9月1日から令和3年3月31日まで)

- ①② 1日あたり4名(看護師資格または保健師資格を有する者)
- ③ 1日あたり3名(看護師資格または保健師資格を有する者)

※ただし、契約締結日以降から令和2年9月1日の間において、事前の研修(OJTを含む)を実施する予定であるため、当該研修へ人材派遣(本市が不要と認めるものを除く)を参加させること。

また、新型コロナウイルス感染症の感染状況により派遣元及び本市との協議の上、上記人数を

増員または、減員及び業務内容が変更することがある。

9 派遣労働者の確認

(1) 契約書第 21 条の規定により、派遣元は派遣労働者を決定後、同条 (2) の「業務従事者届」を業務開始日までに本市に提出すること。

(2) 期間途中から本業務に従事する派遣労働者が生じた場合等についても、同条の規定に基づき派遣元は対応すること。

10 派遣労働者の交換

(1) 派遣元は、本市が業務の目的を達し得ない等の理由により派遣労働者の指導、改善、交換等を要請したときは、適切な措置を講ずること。また、その体制を整えておくこと。特に、派遣労働者が個人情報に適正に取り扱えないと本市が判断し要請するときは、派遣元は、派遣期間中直ちに派遣労働者を交替すること。

(2) 派遣元は、派遣労働者の事情により人員の交代を要するときは、本市に理由を通知し、派遣労働者を交替すること。

11 個人情報の保護

(1) 本契約に定める遵守事項や「堺市個人情報保護条例」(平成 14 年条例第 38 号)等関係法令を遵守すること。

(2) 本市の服務規律を遵守すること。特に、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約の終了後及び解除後も同様とする。

12 暴力団等の排除

派遣元は、堺市暴力団排除条例(平成 24 年条例第 35 号)と併せ、別記「暴力団等の排除について」に掲げる事項を遵守しなければならない。

13 その他

(1) 派遣労働者の派遣期間中、派遣元において必要となる社会保険(健康保険、厚生年金、雇用保険等)への加入を適正に行うこと。なお、必要に応じて本市が派遣元に、派遣労働者の社会保険加入状況及び適正な実施について確認できる書類を求めた際は、それらを提示すること。

(2) 派遣元は、契約金額について、派遣労働者の労務単価、社会保険事業主負担費、その他福利厚生費等、根拠に基づき算出すること。また、本市が派遣元に、それら算出根拠が確認できる書類等の提出を求めた際は、直ちに提出できるよう各種資料を整備しておくこと。

(3) 派遣元は、派遣労働者の就業におけるサポートの実施とトラブル解決のため、派遣労働者の

派遣期間中、当該労働者に第三者機関（産業カウンセラー、弁護士などの有資格者を保持していること）によるメンタルヘルスケアを提供できる体制をとること。また、本市が派遣元に、上記体制に関する内容が確認できる資料の提出を求め求めた際は、直ちに提出できるよう各種資料を整備しておくこと。

- (4) 派遣労働者の執務にかかる服装は、業務に支障がなく市民等に不快な感じを与えない服装であること。
- (5) 派遣元は、労務管理等に関する法令について最新の知見を収集するとともに、派遣労働者へ随時周知し、必要に応じてセミナー開催等を通じ、派遣先指揮命令者及び責任者へも併せて啓発し、業務上のリスク管理に努めること。
- (6) 業務の履行については本市と綿密な打合せを行い、その指示に従うこと。また、本仕様書に定めのない事項については、その都度、本市及び受託者双方が協議して定めるものとする。
- (7) 新たな職員を派遣する場合、本市の新型コロナ受診相談センターにおける市民への相談対応業務等が円滑かつ適切に行われるよう、既に派遣され相談対応の業務に習熟した派遣職員から必要な知識の引継ぎや教示等を行うことは上記3 業務内容に含むものとする。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、再委託契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約金額（税込）が500万円未満の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、契約金額（税込）が500万円以上となる再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。